



# 山形県公報

平成19年12月14日(金)  
第1900号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                             |             |      |
|---------------------------------------------|-------------|------|
| クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則.....                 | (保健薬務課) ... | 1558 |
| 山形県調理師法施行細則の一部を改正する規則.....                  | ( 同 ) ...   | 同    |
| 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則.....                   | ( 同 ) ...   | 同    |
| 山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則..... | ( 同 ) ...   | 同    |
| 山形県貸金業の規制等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則.....    | (産業政策課) ... | 1559 |

### 告 示

|                                                              |                   |      |
|--------------------------------------------------------------|-------------------|------|
| 有害図書類の指定.....                                                | (女性青少年政策室) ...    | 同    |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                                       | (健康福祉企画課) ...     | 1561 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                                    | ( 同 ) ...         | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                                       | ( 同 ) ...         | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....                                    | ( 同 ) ...         | 1562 |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                                  | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....                                  | ( 同 ) ...         | 同    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                                | ( 同 ) ...         | 同    |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....                             | (庄内総合支庁福祉課) ...   | 1563 |
| 平成19年7月県告示第723号(旅館業法施行条例の規定による青少年の教育又は福祉に関する施設の指定)の一部改正..... | (保健薬務課) ...       | 同    |
| 山形県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する規程.....                                | (産業政策課) ...       | 同    |
| 山形県工業技術センターの研究生に関する規程の一部を改正する規程.....                         | (工業振興課) ...       | 同    |
| 山形県青年農業者等育成センターの指定.....                                      | (経営安定対策課) ...     | 1564 |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                                           | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 道路の区域の変更.....                                                | (最上総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 同.....                                                       | ( 同 ) ...         | 1565 |
| 一般国道の供用の開始.....                                              | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同.....                                                       | ( 同 ) ...         | 同    |
| 県道の供用の開始.....                                                | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同.....                                                       | ( 同 ) ...         | 1566 |
| 道路の位置の指定.....                                                | (村山総合支庁建築課) ...   | 同    |
| 県証紙売りさばき所の変更.....                                            | (出納局) ...         | 同    |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                    |      |
|--------------------|------|
| 直接請求に必要な有権者の数..... | 1567 |
|--------------------|------|

### 公 告

|                                  |             |      |
|----------------------------------|-------------|------|
| 平成20年度採用山形県立高等学校実習助手選考試験の実施..... | (教育委員会) ... | 同    |
| 一般競争入札の公告.....                   | (病院事業局) ... | 1569 |

正 誤  

---

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第112号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和25年8月県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第47条」を「第57条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

山形県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第113号

山形県調理師法施行細則の一部を改正する規則

山形県調理師法施行細則（昭和34年7月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号（表面）中「第47条」を「第57条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第114号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年8月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第47条」を「第57条」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第115号

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則（平成13年3月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(3) 飼い犬を人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いに使用する場合で、適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、並びに自然環境の保全上の問題を生じさせるおそれがないとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県貸金業の規制等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第116号

山形県貸金業の規制等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県貸金業の規制等に関する法律の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県貸金業法の施行に関する規則

第1条中「貸金業の規制等に関する法律（）」を「貸金業法（）」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第3条中「第1条第2項」を「第1条の5第2項」に、「及び第10条第2項」を「、第10条第2項及び第26条の29第2項」に、「及び廃業等届出書」を「、廃業等届出書及び事業報告書」に改め、「（以下「副本」という。）」を削り、「同条第1項各号」を「省令第10条第1項各号」に改め、「（以下「添付書類等」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 省令第26条の29第3項に規定する参考書類の添付部数は、各二部とする。

第4条中「登録申請書」を「登録申請書、法第8条第1項、第10条第1項、第12条の3第8項及び第24条の6の2の規定による届出書並びに法第24条の6の9の規定による事業報告書」に改める。

第5条中「第35条第2項及び第42条第3項」を「第24条の6の10第5項（法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

別記様式（表）中「 の」を「貸金業法第24条の6の10第3項及び第4項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同様式（裏）中「 の」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

告 示

山形県告示第1094号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

（ 図 書 ）

| 指定<br>番号 | 題<br>名                    | 図書コード等     | 発 行 所 等     | 指 定 の 理 由                           |
|----------|---------------------------|------------|-------------|-------------------------------------|
| 8667     | 快感H体験ヒミツの恋SPECIAL         | 15558 - 12 | (株)笠倉出版社    | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8668     | コミックJune 12月号             | 03843 - 12 | (株)マガジンマガジン |                                     |
| 8669     | Young Love Comic aya 12月号 | 18815 - 12 | 宙 出 版       |                                     |
| 8670     | マンサンコミックス 天使の缶詰           | 50701 - 55 | 実業之日本社      |                                     |
| 8671     | ACTION COMICS奥様としましうね     | 50172 - 11 | (株)双葉社      |                                     |
| 8672     | Ver.2 ~バージョン2~            | 57614 - 59 | (株)竹書房      |                                     |

|      |                              |            |           |
|------|------------------------------|------------|-----------|
| 8673 | SPコミックス「ご近所奥さまの内緒話」          | 50439 - 16 | (株)リイド社   |
| 8674 | 別冊本当にあったHな話2008 1月号          | 18135 - 1  | (株)ぶんか社   |
| 8675 | 恋愛天国パラダイス 1月号                | 09675 - 1  | (株)竹書房    |
| 8676 | まんがTV & 芸能界危ない噂の真相           | 53450 - 89 | (株)コアマガジン |
| 8677 | 読者投稿! 水商売ドロ沼スキャンダル           | 08168 - 12 | (株)ぶんか社   |
| 8678 | SP COMICS 浮世おんな絵巻            | 50439 - 24 | (株)リイド社   |
| 8679 | 7 COLORS                     | 57614 - 70 | (株)竹書房    |
| 8680 | マイベストリミックส์フードルNo.1          | 67504 - 34 | (株)白泉社    |
| 8681 | 別冊週漫スペシャル2008 1月号            | 17929 - 01 | 芳文社       |
| 8682 | Cult comics 百合色螺旋            | 53414 - 34 | (株)笠倉出版社  |
| 8683 | DOKI SELECT 「巫女の恋路」          | 57614 - 67 | (株)竹書房    |
| 8684 | ふたりエッチ ザ・チョイス<br>旅行でハプニング! 編 | 67504 - 32 | (株)白泉社    |
| 8685 | Sweet プチ 1月号                 | 15487 - 01 | (株)笠倉出版社  |

《参考》山形県青少年保護条例第8条第2項第1号及び第2号の規定（包括指定）に該当する有害な図書類（図書）

| 番号 | 題 名                    | 図書コード等     | 発 行 所 等    |
|----|------------------------|------------|------------|
| 1  | ジゲンEX1 2008            | 05271 - 1  | (株)大洋図書    |
| 2  | 華漫GOLD COMIC快樂天 12月号増刊 | 13878 - 12 | (株)ワニマガジン社 |
| 3  | 制服ロリッ娘。シーメール白書7月号増刊    | 04364 - 7  | (株)一水社     |
| 4  | 愛の体験スペシャルDX2007 12月号   | 11585 - 12 | (株)竹書房     |
| 5  | ビデオメイトDX 8             | 17655 - 08 | (株)コアマガジン  |

（録画テープ等）

| 番号 | 題 名                             | 区 分 | 発 行 所 等  |
|----|---------------------------------|-----|----------|
| 1  | 4人の淫乱痴女は生セックスが大好き!! 中出し!!       | DVD | 不 明      |
| 2  | 新 青い性!! 大痙攣!! デカパイ!! 女子高生 にな18才 | DVD | (株)なにわ書店 |

## 山形県告示第1095号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地             | 指定年月日     |
|--------------|------------------------|-----------|
| カメイ調剤薬局 山形北店 | 山形市河原田75番4号（84-8）      | 平成19.11.1 |
| ふたば調剤薬局      | 同 双葉町一丁目4番18号          | 同         |
| 宮田医院         | 東置賜郡高畠町大字福沢字鎌塚台163番地の1 | 同         |
| まるなか調剤薬局     | 鶴岡市高坂字新沢田137番地4        | 同 11.2    |
| おおいしだ調剤薬局    | 北村山郡大石田町大字大石田甲185番地1   | 同 11.8    |
| 杉山内科クリニック    | 山形市河原田75番5号（84-5）      | 同 11.14   |

## 山形県告示第1096号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日     |
|---------------|----------------|-----------|
| 谷 医 院         | 新庄市小田島町6番15号   | 平成19.8.31 |
| 株式会社コスモ薬局 高宮店 | 村山市楯岡五日町7番23号  | 同 9.28    |
| ふたば調剤薬局       | 山形市双葉町一丁目4番18号 | 同 10.31   |

## 山形県告示第1097号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日     |
|----------------------|--------------------------|------------------|-----------|
| 戸田薬局                 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市観音寺字町後33番地の28 | 平成19.11.9 |
| デイサービスセンター<br>ネスト・デイ | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 新庄市住吉町3番3号       | 同         |

## 山形県告示第1098号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称             | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日     |
|-----------------------|------------------|----------------|-----------|
| 株式会社コムスン<br>さがえケアセンター | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 寒河江市中央一丁目8番34号 | 平成19.7.31 |

## 山形県告示第1099号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                        | 事業所の名称及び所在地                        | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------------------|------------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー35階 | 株式会社コムスン 米沢ケアセンター<br>米沢市金池六丁目3番9号  | 訪問介護      | 平成19.10.31 |
| 株式会社ウエルランド<br>長井市舟場9番18号                   | 株式会社ウエルランド小国事業所<br>西置賜郡小国町大字緑町3-30 | 福祉用具貸与    | 同 11.30    |
| 株式会社ウエルランド<br>長井市舟場9番18号                   | 株式会社ウエルランド小国事業所<br>西置賜郡小国町大字緑町3-30 | 特定福祉用具販売  | 同          |

## 山形県告示第1100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                        | 事業所の名称及び所在地                       | 廃止年月日      |
|--------------------------------------------|-----------------------------------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー35階 | 株式会社コムスン 米沢ケアセンター<br>米沢市金池六丁目3番9号 | 平成19.10.31 |
| 医療法人社団緑愛会<br>東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796-20       | 居宅介護支援事業所楓の家<br>米沢市金池六丁目8番26号     | 同 11.30    |

## 山形県告示第1101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                      | 事業所の名称及び所在地                        | 介護予防サービスの種類  | 廃止年月日      |
|--------------------------------------------|------------------------------------|--------------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー35階 | 株式会社コムスン 米沢ケアセンター<br>米沢市金池六丁目3番9号  | 介護予防訪問介護     | 平成19.10.31 |
| 株式会社ウエルランド<br>長井市舟場9番18号                   | 株式会社ウエルランド小国事業所<br>西置賜郡小国町大字緑町3-30 | 介護予防福祉用具貸与   | 同 11.30    |
| 株式会社ウエルランド<br>長井市舟場9番18号                   | 株式会社ウエルランド小国事業所<br>西置賜郡小国町大字緑町3-30 | 介護予防特定福祉用具販売 | 同          |

## 山形県告示第1102号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|-----------------------------------|-------------|------------|
| 有限会社社人會<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4 | ドレミファグループホーム<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4 | 共同生活援助      | 平成19.11.29 |

## 山形県告示第1103号

平成19年7月県告示第723号（旅館業法施行条例の規定による青少年の教育又は福祉に関する施設の指定）の一部を次のように改正し、平成19年12月26日から施行する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

第7項中「第82条の2」を「第124条」に改める。

第8項中「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

## 山形県告示第1104号

山形県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する規程

山形県貸金業者登録簿閲覧規程（昭和58年11月県告示第1636号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県貸金業の規制等に関する法律の施行に関する規則」を「山形県貸金業法の施行に関する規則」に改める。

附 則

この規程は、平成19年12月19日から施行する。

## 山形県告示第1105号

山形県工業技術センターの研究生に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県工業技術センターの研究生に関する規程の一部を改正する規程

山形県工業技術センターの研究生に関する規程（昭和29年10月県告示第664号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第2号中「氏名印」を「氏名（記名押印又は署名）」に改める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

山形県告示第1106号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条1項の規定により、山形県青年農業者等育成センターとして次のとおり指定した。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 山形県青年農業者等育成センターの名称  
財団法人やまがた農業支援センター
- 2 山形県青年農業者等育成センターの住所及び事務所の所在地  
山形市緑町一丁目9番30号

山形県告示第1107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営富田地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営富田地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
舟形町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成19年12月14日から平成20年1月21日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                              | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長     |
|--------------------------------------------------|------|------------------|---------|
| 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢鏡山外20国有林真室川事業区21林班ろ小班から<br>同 上 まで | 旧    | 59.0メートル<br>10.0 | 253メートル |
| 同 上                                              | 新    | 62.0メートル<br>10.0 | 同 上     |



山形県告示第1109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|-----------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 新庄市十日町字上山崎前9579番から<br>同 万場町112番まで | 旧    | 23.0メートル<br>と<br>9.0  | メートル<br>1,911 |
| 同 上                               |      | 68.0メートル<br>と<br>12.8 | メートル<br>1,962 |
| 同 上                               | 新    | 60.0メートル<br>と<br>9.0  | メートル<br>2,158 |

山形県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢鏡山外20国有林真室川事業区21林班ろ小班から  
同 上 まで
- 3 供用開始の期日 平成19年12月14日

山形県告示第1111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字土合1588番1から  
同 3338番2まで
- 3 供用開始の期日 平成19年12月14日

山形県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市十日町字上山崎前9579番から  
同 万場町112番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年12月14日

山形県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字角川字稲村5029番から  
同 5021番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年12月14日

山形県告示第1114号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道村総建第107号
- 2 指定の場所 寒河江市大字寒河江字鶴田34番1
- 3 道路の現況 幅員 4.00メートル  
延長22.53メートル
- 4 指定年月日 平成19年12月5日

山形県告示第1115号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成19年12月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名   | 売りさばき所の所在地        |           | 承認<br>年月日   |
|------------------------|-------------------|-----------|-------------|
|                        | 変更前               | 変更後       |             |
| 株式会社荘内銀行<br>取締役頭取 町田 睿 | 新庄市沖の町7番1号        | 新庄市栄町6番1号 | 平成 19.12.10 |
|                        | 最上郡最上町大字向町605番5   | 同 左       |             |
|                        | 最上郡金山町大字金山406番地   | 同 左       |             |
|                        | 最上郡真室川町大字新町137番地6 | 同 左       |             |
|                        | 鶴岡市本町一丁目9番7号      | 同 左       |             |
|                        | 鶴岡市大山二丁目16番33号    | 同 左       |             |
|                        | 鶴岡市湯温海甲324番地1     | 同 左       |             |
|                        | 鶴岡市上藤島字鎧田畑44番地    | 同 左       |             |
|                        | 酒田市中町二丁目5番10号     | 同 左       |             |

|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| 酒田市観音寺字町後33番地の1  | 同 | 左 |
| 飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地 | 同 | 左 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成19年12月14日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,601人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 230,004人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 67,948人 | 村山市           | 7,752人  | 西村山郡 | 12,724人 |
| 米沢市         | 24,238人 | 長井市           | 8,296人  | 最上郡  | 13,523人 |
| 鶴岡市         | 38,511人 | 天童市           | 16,956人 | 東置賜郡 | 12,187人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 36,454人 | 東根市           | 12,425人 | 西置賜郡 | 9,457人  |
| 新庄市         | 10,732人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,110人  | 東田川郡 | 8,758人  |
| 寒河江市        | 11,653人 | 南陽市           | 9,453人  |      |         |
| 上山市         | 9,825人  | 東村山郡          | 7,676人  |      |         |

## 公 告

平成20年度採用山形県立高等学校実習助手選考試験を次のとおり実施する。

平成19年12月14日

山形県教育委員会  
教育長 山口 常夫

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

| 校種   | 職    | 職務内容       | 志願資格                                       | 採用見込数                                                                                                                                    |     |
|------|------|------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 高等学校 | 実習助手 | 普通系        | 高等学校において、理科及び家庭科に係る実験又は実習について、教諭の職務を助ける。   | 高等学校を卒業した者又は平成20年3月31日までに卒業する見込みの者                                                                                                       | 若干名 |
|      |      | 農業系        | 農業に関する学科を置く高等学校において、農業に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の、のいずれかに該当する者<br>高等学校、大学等において農業関係の学科を修めて卒業した者又は平成20年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者<br>高等学校における農業に関する指導経験を1年以上有する者又は平成20年3月31日までに1年以上有する見込みの者 | 若干名 |
|      |      | 工業（電気・電子）系 | 工業に関する学科を置く高等学校において、工業に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の、のいずれかに該当する者<br>高等学校、大学等において工業関係の当該学科を修めて卒業した者又は平成20年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者                                                         | 若干名 |
|      |      | 工業（土木）系    |                                            | 高等学校における当該分野に関する指導経験を1年以上有する者又は平成20年3月31日までに1年以上有する見込みの者                                                                                 | 若干名 |
|      |      | 水産系        | 水産に関する学科を置く高等学校において、水産に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の、のいずれかに該当する者<br>高等学校、大学等において水産関係の学科を修めて卒業した者又は平成20年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者<br>高等学校における水産に関する指導経験を1年以上有する者又は平成20年3月31日までに1年以上有する見込みの者 | 若干名 |
|      |      | 看護系        | 看護に関する学科を置く高等学校において、看護に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の、のいずれかに該当する者<br>高等学校、大学等において看護関係の学科を修めて卒業した者又は平成20年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者<br>高等学校における看護に関する指導経験を1年以上有する者又は平成20年3月31日までに1年以上有する見込みの者 | 若干名 |

（注）各系に共通する志願資格

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者（準禁治産者を含む。）

2 出願手続

(1) 志願書等の用紙の交付

平成19年12月14日（金）から教育庁総務課教職員室（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。

郵送希望者は、返信用として封筒の表に「実習助手選考試験実施要項請求」と朱書し、郵便番号及びあて先を

明記のうえ、140円切手をはった角型2号封筒（33cm×24cm）を同封して簡易書留で申し込むこと。

(2) 提出書類（出願に際しては、イ、ロを提出し、ハ、ニは試験当日持参すること。）

イ 志願書

ロ 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

郵便番号及びあて先を明記し、80円切手をはること。

ハ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

出願時現在勤務している者は、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

ニ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

イ 提出期間 平成20年1月4日（金）から平成20年1月17日（木）まで

ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（郵送による出願は簡易書留で、平成20年1月17日（木）必着とする。）

ハ 提出先 山形県教育庁総務課教職員室（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

### 3 選考試験

(1) 日 時 平成20年1月28日（月）午前9時00分から

(2) 場 所 山形県教育センター講堂

(3) 試験種目及び内容

イ 筆記試験

(イ) 一般教養試験(高等学校卒業程度の内容)

ただし、普通系については理科・家庭・農業系については農業、工業については当該分野（電気・電子又は土木）、水産系については水産、看護系については看護に関する内容を含む。

(ロ) 作文

ロ コンピュータ実技試験

ハ 面接試験

(4) 日 程 当日指示する。

### 4 選考試験結果の発表等

(1) 選考試験の結果発表は、平成20年2月18日（月）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。

(2) 採用は、平成20年4月1日以降とする。

### 5 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

| 開 示 内 容   | 開 示 期 間      | 開 示 場 所       |
|-----------|--------------|---------------|
| 総 合 ラ ン ク | 合格発表の日から1か月間 | 山形県教育庁総務課教職員室 |

### 6 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁総務課教職員室（TEL 023 - 630 - 2863）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号第1項の規定により、債務負担行為 山形県立新庄病院医事業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年12月14日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院会議室（C棟3階）
- (2) 日 時 平成20年1月25日（金）午後2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立新庄病院医事業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
  - (4) 履行場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院内
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成19年1月30日付け山形県公報第1811号）に公示された資格を有すること。
  - (3) 公告の日から入札の日までの間に山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 過去3年以内に病床数400床以上の病院（国公立、民間を問わない。）において、本業務と同種の業務を受託し遂行した実績があること。
  - (5) 2の(1)の役務に関し、遂行できる十分な体制を整備し、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課 電話番号0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第11号）第121条の規定による山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県病院事業局財務規程第121条の規定による山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
山形県病院事業局財務規程第121条の規定による山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書に、3の(3)から(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成20年1月10日（木）午後2時まで山形県立新庄病院医事経営課に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (3) 入札に必要な費用については、すべて入札参加者負担とする。
  - (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Medical affairs business of Shinjyo Prefectural Hospital : 1 set
- (2) Time-limit for tender : 2:00 P.M. January 25, 2008
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Shinjyo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjyo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL0233-22-5525

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤        | 正         |
|------------|------------|------|-------|----------|-----------|
| 平成19.11.20 | 第1894号     | 1461 | 23    | 農地法施行法に、 | 農地法施行法」に、 |
| 同 11.27    | 第1895号     | 1468 | 下から16 | 県条例第74号  | 県規則第74号   |

平成19年12月14日印刷  
平成19年12月14日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056